

審 議 結 果 速 報

(令和3年12月21日)

陳情3年地域づくり第26号

鳥 取 県 議 会

文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
3年－26 (R3.11.24)	地域づくり	選挙における略称の表記に係る意見書の提出について	不 採 択 (R3.12.21)

▶陳情事項

鳥取県議会から国に対し、候補者や政党名がきちんと分別され、有権者の意思がきちんと反映される選挙制度の構築を求める意見書を提出すること。

▶陳情理由

衆院選が終わった。比例代表の投票用紙に書く政党名を巡り、立憲民主、国民民主両党の略称が「民主党」で重複し、その票のあり方をめぐって問題提起がされている。略称を届け出た両党は、「略称を書かないで」「正式な党名を書いて」と注意を呼びかけた。

略称は、正式な党名が略されていることを条件に各党が総務省に届け出る。今回は立民、国民の双方が「民主党」を希望。報道によると、公職選挙法に禁止規定がないため、総務省は略称が重複しても条件を満たせば認めることになるそうだ。

今回の「民主党」については、有効票として両党の得票に応じて案分するという方針を、総務省が都道府県選管に通知(10月22日)。立憲は「立」「立憲」、国民は「国」「国民」と書いても有効となる。一方、「民主」と書いた票は、票の有効性の判断は各選管が選任する開票管理者に委ねられているため、無効となる可能性があるそうだ。他地域の選管では、これを「有効とする場合は立民と国民で案分する」との考えと『『民主』を含む政党は自民、社民を含め4党あるため、無効とする』という考えもあるそうで、定かではない。

また、山陰中央新報は、31日の衆院選島根1区で開票作業に当たった松江市など9市町村の選挙管理委員会は、氏名の読み方が同じ2候補に振り分ける「案分票」の扱いに苦心。島根県選管や各市町村選管は案分票とした数や、判断基準について選挙後でも明らかにしておらず、有権者の投じた1票がどのような判断をされたのかは分からずじまいと報じている。本来、われわれの大切な一票が、その意志に応じて、きちんと選挙結果に反映されることが大切なのに、思いとは違う票に反映されることは好ましくない。

たとえば、マークシート方式を用いたり、候補者番号を使うのもひとつかもしれない。いずれにせよ、候補者や政党名が、きちんと分別され、有権者の意思がきちんと反映される選挙制度の構築を求めることが大切である。

▶提 出 者

倉吉市 個人

▶所管委員長報告（R3. 12. 21本会議）会議録暫定版

政党名の略称の取扱いについては、国会において各党各会派の責任の下に議論されるべきものであること。また、有権者の意思が反映されるためという点については、公職選挙法の規定により、略称が同一である名簿届出政党等が2以上ある場合において、当該略称のみを記載した投票を有効とし、開票区ごとに当該名簿届出政党等のその他の有効投票数に応じて按分し、それぞれこれに加えることとされていることから、不採択と決定いたしました。

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

地域づくり推進部（市町村課）

【現 状】

- 1 衆議院及び参議院の各比例代表選挙においては、政党等は当該政党等の名称（略称を含む）及びその所属する者の氏名等を記載した名簿を届け出ることにより、その名簿に記載されている者を候補者とすることができる。
- 2 1の名簿に記載する政党等の名称及び略称には一定の制約がある。
 - （1）一定の要件（所属国会議員5人以上又は直近の国政選挙で2%以上の得票）を満たし、あらかじめ中央選挙管理会に名称及び略称を届け出し、告示された政党等
当該告示に係る名称及び略称でなければならない。
 - （2）（1）以外の政党等
（1）の告示に係る名称及び略称並びにこれらに類似する名称及び略称は使用することができない。
- 3 2（1）で届け出る名称及び略称について、複数の政党等が同一の名称又は略称を届け出るとは禁じられていない。ただし、政治資金規制法の規定による名称保護規定により、名称については複数の政党等が同一の名称を使用するということは事実上生じないものと考えられる。
- 4 略称が同一である名簿届出政党等が2以上ある場合において、当該略称のみを記載した票は、公職選挙法の規定により、開票区ごとに当該名簿届出政党等のその他の有効投票数に応じて按分し、それぞれこれに加えることとされている。同一の氏名、氏又は名の候補者が2人以上ある場合において、その氏名、氏又は名のみを記載した票も同様に按分される。
- 5 公職選挙法の規定により、投票用紙には、候補者の氏名又は名簿届出政党等の名称等を自書することとされているが、この例外として、地方公共団体の議会の議員又は長の選挙に関しては、当該地方公共団体が条例で定めるところにより、記号式投票（投票用紙の記号を記載する欄に○の記号を記載する方式）を採用することができる。（マークシート方式や候補者番号方式は認められていない。）

【県の取組状況】

県選挙管理委員会は、各開票所において公職選挙法の規定に基づき適切に投票の効力の判定及び按分票の集計処理がされるよう、市町村選挙管理委員会に対して、投票の効力に関する国通知の周知、開票事務取扱要領の作成・配布、説明会の開催等を通じて周知徹底を図っている。